

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

使用施設

平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月

原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	9
4. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年5月22日(火)

至 平成30年5月29日(火)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 星 勉

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力規制部核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 本多 孝至

原子力保安検査官 江田 和由

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

① マネジメントレビューの実施状況

② 作業管理及び保守管理に係る検査

③ 放射性廃棄物管理の実施状況

④ その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「マネジメントレビューの実施状況」、「作業管理及び保守管理に係る検査」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として検査を実施した。

① 「マネジメントレビューの実施状況」においては、平成30年3月にマネジメントレビューを実施した理事長は、原子力安全に係る品質方針として、安全確保を最優先する等の4項目の方針及び改善事項を決定し、各拠点へ周知しており、理事長の原子力安全に係る品質方針及び改善事項を受け、原子力科学研究所(以下「原科研」という。)では、所長がヒヤリハット事象の共有・確認による、事故・トラブルの未然防止活動等の品質目標を設定していることを確認した。

一方で、平成30年4月1日より、保安活動に係る管理責任者が所長から担当理事に変更されたが、品質保証上の規定において担当理事の役割が一部不明確であったことが確認されたことから、原科研からは、自主的改善事項として、管理責任者の保安活動への関与の明文化を保安管理部長、各部長が対応責任者となり実施するとの申し出があった。

② 「作業管理及び保守管理に係る検査」においては、平成30年1月22日に発生した廃棄物安全試験施設(以下「WASTEF」という。)での作業員の負傷事象の対応として、

根本原因分析(以下「RCA」という。)報告書を策定し、RCA報告書に基づき是正処置計画書を改定し、検討の結果、作業責任者認定制度を確立する等の必要な処置を講じていることを確認した。

一方で、施設管理者(課長)の一般安全に係る力量評価基準が明確でないことが確認されたことから、原科研からは、自主的改善事項として、保安全管理部長及び各部長は、部長による施設管理者(課長)の力量評価を是正するとともに、一般安全に関する指導、管理体制の充実・強化のため、安全・核セキュリティ統括部(以下「安核部」という。)長及び保安全管理部長は、安核部が進める安全主任者(仮称)を導入するとの申し出があった。

- ③ 「放射性廃棄物管理の実施状況」においては、放射性廃棄物の管理に係る保安規定の変更に伴い、管理要領等に基づき実施していることを確認し、また、バックエンド研究施設における廃棄物保管場所での固体廃棄物の管理状況について、現場立入により、標識及び注意事項の掲示並びに金属容器での保管が適切に管理されていることを確認した。
- ④ 「その他必要な事項」においては、施設の集約化・重点化計画について検査を行い、中長期計画で廃止措置する施設としているホットラボ及びプルトニウム研究1棟については、廃止措置計画に遅れのないこと及び平成30年4月1日付け施設中長期計画に反映された内容は、原科研廃止措置計画検討委員会で審議、承認され、日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)バックエンド統括部に報告されていることを確認した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、WASTEFでの作業員の負傷事象に係るRCA報告書を踏まえた不適合管理及び事業者が自ら改善するとした項目については、引き続き保安検査等で確認する。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① マネジメントレビューの実施状況

平成29年度の実績評価が実施され、特に内部監査の結果及び不適合等を受けて抽出された改善点や課題が、マネジメントレビューにインプットされているか、また、マネジメントレビューのアウトプットを踏まえ、必要に応じて平成30年度の品質方針及び品質保証計画を見直し、品質目標等が策定されているかを検査した。検査結果は以下のとおり。

①-1 理事長マネジメントレビューについて

安核部は、平成30年3月5日付け「平成29年度定期(年度末)の品質保証活動に係る理事長マネジメントレビュー及び安全文化醸成活動等に係る理事長レビューの実施について」を各拠点の管理責任者等に発信し、理事長のマネジメントレビューの予定等を周知するとともに、資料の提出を求めていることを確認した。

管理責任者は、マネジメントレビューのためのインプット情報として、監査結果を始め、「WASTEFでの作業員の負傷事象」、「燃料研究棟被ばく事故」、「施設の高経年化」、「廃棄物仕掛品及び核燃料物質の不適切管理」等の項目及び不適合管

理等を含む報告書を平成30年3月9日に安核部に提出していることを確認した。

理事長は、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、平成30年3月12日、13日及び19日にマネジメントレビューを実施していることを確認した。

安核部は、平成30年3月28日付け「平成29年度定期(年度末)の品質保証活動及び安全文化醸成活動等に係る理事長レビューの結果について」をもって、各拠点へマネジメントレビューの結果を周知し、所長に対して、業務の計画及び実施に必要な改善事項として、「WASTEF負傷事故の根本原因分析の結果を踏まえて再発防止対策を確実に実施すること」を指示していることを確認した。

安核部は、原子力安全に係る品質方針「①安全確保を最優先する ②法令及びルールを守る ③情報共有及び相互理解に、不断に取り組む ④保安業務の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を推進する」等を平成30年3月30日付け「平成30年度安全関係の各方針及び施策の周知について」により各拠点へ周知していることを確認した。

①-2 原科研の対応状況

安核部より「平成29年度定期(年度末)の品質保証活動に係る理事長マネジメントレビュー及び安全文化醸成活動等に係る理事長レビューの実施について」を受けた管理責任者は、「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質保証計画書」に従って、原科研各部長にマネジメントレビューインプット情報の作成・報告を行うこととした指示をしていることを、平成30年1月16日付け「平成29年度品質保証に係る所長による定期のマネジメントレビューインプット情報の提出依頼について」により確認した。

原科研各部長は、管理責任者からの指示に基づき、インプット情報の収集、整理を実施し、平成30年3月6日付け「平成29年度定期(年度末)の品質保証活動に係る理事長マネジメントレビューへの報告資料作成依頼について(回答)」をもって管理責任者へ回答していることを確認した。

第63回品質保証推進委員会(平成30年3月5日開催)では、管理責任者が取りまとめた、各部長から提出されたマネジメントレビューのためのインプット情報に関する妥当性が審議され、了承していることを確認した。

管理責任者は、理事長報告の事務局である安核部へ「平成29年度定期(年度末)理事長マネジメントレビューインプット情報報告書の提出について(報告)」を提出していることを確認した。

安核部から「平成29年度定期(年度末)の品質保証活動及び安全文化醸成活動等に係る理事長レビューの結果について」を受けた管理責任者は、所長及び各部長等の所内関係箇所へ理事長レビューの結果を周知していることを確認した。

安核部から「平成30年度安全関係の各方針及び施策の周知について」及び「原子力安全に係る品質方針掲示用ポスターの配布について」を受けた保安管理部長は、各部長へ理事長の「原子力安全に係る品質方針」を周知すると共に、ポスターの掲示を指示したことを確認した。

理事長の「原子力安全に係る品質方針」及び「改善事項」を受けた所長は、第65回品質保証推進委員会(平成30年4月12日開催)の審議を経て、平成30年5月1日付けで原科研の品質目標を定めたことを確認した。

平成30年度原科研の品質目標では、ヒヤリハット事象の共有・確認により、事故・トラブルの未然防止活動等が設定されており、保安管理部において、関連要領書「保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領」を平成30年4月1日付けで改定し、ヒヤリハット事象等を部内会議等で共有・確認することを明記していること、ヒヤリハット事象の共有・確認の実例として、2件のヒヤリハット事例が報告されていることを確認した。

①-3 担当理事の職務について

平成30年4月1日をもって各拠点に担当理事が配置されたことから、安核部は、担当理事の品質保証上の役割について、各所長等に対し、平成30年5月7日付け「保安規定に係る担当理事の役割に関する指示文書等の様式の運用について」を周知していることを確認した。

担当理事は、所長に対し、上記の指示文書様式を用いて、原科研品質目標にはマネジメントレビューの改善事項を反映することを指示していること、所長は、担当理事に対し、マネジメントレビューの改善事項を反映して、原科研の品質目標を定めたことを報告していることを確認した。

担当理事は、「品質保証に関する教育」として、外部機関による研修を受講していることを確認した。

①-4 その他

安核部は、平成30年1月22日に発生した WASTE F での作業員の負傷事象については詳細な評価が必要と判断した。

さらに、安核部は、所長に対して、「平成29年度安全文化醸成及び法令等の遵守に係る活動実績及び安全衛生活動実施状況等の暫定報告に関する追加の資料提出について」をもってこれまでの原因分析等をとりまとめて平成30年2月23日までに提出するよう指示していることを確認した。

所長は、平成30年2月23日付けで「平成29年度安全文化醸成及び法令等の遵守に係る活動実績及び安全衛生活動実施状況等の暫定報告（追加資料を含む）について（回答）」をもって安核部に回答していることを確認した。

上記の暫定報告は、マネジメントレビューのインプット情報としているが、本事象は現在も対応中であることから、根本原因分析の結果を踏まえ修正するとしていることを確認した。

保安活動に係る管理責任者が担当理事に変更となった原科研から、担当理事の役割について、品質保証上の規定が一部不明確であったことから、自主的改善事項として、文書及び記録の管理要領に基づき文書レビューを実施し、保安活動に係る管理責任者の関与の明文化を6月末まで行う（保安管理部長及び各部長）との申し出を受けた。

以上の検査結果から「マネジメントレビューの実施状況」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、事業者が自主的に改善するとした事項について、引き続き保安検査等において確認する。

② 作業管理及び保守管理に係る検査

平成30年1月22日に発生し、施設管理者による放射線作業に係る保安の措置が行われず、必要な監督、指導がなされなかったWASTE Fでの作業員の負傷事象は、保安規定第1編第8章第41条(保安措置及び放射線管理)及び第2編第2章第5節第20条(放射線作業前の措置)の要件を満足していないとして、平成29年度第4回保安検査において保安規定違反(監視)と判定された。

機構は、原子力規制委員会が示した判定を踏まえ、是正措置等を対応中であることから、作業管理及び保守管理等について前回保安検査に引き続き検査した。検査結果は以下のとおり。

②-1 要因分析について

ホット材料試験課長は、平成30年1月26日に本事象に関する不適合管理票を起案したこと、平成30年1月26日に実施された不適合管理専門部会は、起案された不適合管理票について、保安規定第1編第8章第41条(保安措置及び放射線管理)及び第2編第2章第5節第20条(放射線作業前の措置)に抵触するとして、不適合ランクAとすることが平成30年2月2日に所長承認されたことを確認した。

福島技術開発試験部(平成30年4月1日より、臨界ホット試験技術部に名称変更、以下「臨界部」という。)長は、本事象に関して、当事者への聞き取り等を踏まえた原因究明と同様事象の再発防止対策を検討する目的で、臨界部次長をリーダーとし、課内外の職員で構成する「再発防止検討チーム」を平成30年1月31日に設置したことを確認した。

再発防止検討チームは、検討会を3回実施し、平成30年2月5日付け「廃棄物安全試験施設(WASTE F)における負傷者発生要因分析報告書」(以下「要因分析報告書」という。)を臨界部長に報告していること、その後、追加のインタビューを実施し、平成30年2月21日に要因分析報告書を改定していることを確認した。

要因分析報告書では、「負傷者を含む現場の作業関係者はヘルメットを着用していなかった」等の3項目の直接要因、「安全最優先の大原則に対する認識が希薄だった」等の12項目の問題事象及び「臨界部長は、作業員の負傷事象に関する教育を施設管理者等を実施し、理事長方針である「ゼロ災害」に向けた意識の統一を図る」等14項目の再発防止対策を提言していることを確認した。

ホット材料試験課長は、要因分析報告書を踏まえて、平成30年2月8日に所長の承認を得た是正処置計画を改定し、平成30年2月23日の不適合管理専門部会で審議され、平成30年2月28日に所長の承認を得たことを確認した。

改定された是正処置計画には、要因分析報告書により、提言された3項目の直接要因、12項目の問題事象及び14項目の再発防止対策が含まれていることを確認した。

ホット材料試験課長は、平成30年2月28日までに是正処置を完了し、是正処置報告書により報告され、平成30年3月5日に所長の承認を得ていることを確認した。また、是正処置の実施は、教育・訓練実施報告書、課内技術検討会議事録等により確認した。

②-2 RCAについて

所長は、「不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」に基づき、分析チームを設置し、RCAを実施すること、及び本調査の重要性を認識し、調査に協力するよう平成30年2月8日に所内に指示していることを確認した。

分析チームメンバーは、研究炉加速器管理部次長をリーダーとして、安核部マネージャーを含む6名が平成30年2月8日に所長により指名されていることを確認した。事務局は保安管理部品質保証課であることを確認した。

分析チームは、RCA報告書をとりとまとめ、平成30年4月13日に所長が承認し、同日に所長は、各部長等へRCA報告書に基づく対応指示を行ったが、別に担当理事からのコメントを受け、改めて分析チームが追加調査、検討等を行い、RCA報告書を改定したうえで、平成30年5月18日に所長が承認したことを確認した。

所長は、「RCA報告書を踏まえた対策」(平成30年5月18日)により関係部署に対応を指示していることを確認した。

RCA報告書では、WASTEFの負傷事故に関する直接要因を①作業監督者及び作業立会者は、作業の立会のみであれば、ヘルメットを装着する必要はないと誤って認識していた等5項目抽出し、対策の提言として、①工事・作業のルールの整備等9項目を提言していることを確認した。

ホット材料試験課長は、「RCA報告書を踏まえた対策」を受け、是正処置計画の改定を平成30年5月21日に起案し、同日に所長承認を得ていることを確認した。

当該是正処置計画において、根本分析の結果を踏まえた追加対策の8項目が作成され、平成30年6月末までに対策を実施する予定であることを確認した。

②-3 原科研の対応状況について

保安管理部長は、各部に対して、「WASTEFにおける負傷事象に係る事例研究(教育)について」(平成30年1月30日)の実施を依頼し、依頼を受けた各部は、教育を実施していることを確認した。実施した教育の有効性評価は、保安教育・訓練実施報告書の備考欄に記載の受講者の理解度テストの結果及び実施者のコメントにより行っていることを確認した。

保安管理部長は、平成30年2月5日に保安管理部員で構成する「WASTEF負傷事故に係る緊急現場点検チーム」(以下「緊急点検チーム」という。)を設置し、他施設での作業管理の状況について調査していることを確認した。

保安管理部長は、緊急点検チームが要領書の制定、改定等の対策案としてまとめた「WASTEF事故に係る緊急現場点検チームによる確認結果」を平成30年2月8日に各部に周知し、対策案等の実施を指示していることを確認した。

保安管理部長は、緊急点検チームが提言した対策案及び作業管理の継続的確認を目的として、保安検査官による巡視に施設安全課員を参加させ、対策の実施状況等について確認させていることを確認した(5月末まで実施予定)。

保安管理部長は、作業員の負傷事象に対する水平展開指示書を平成30年2月21日に作成し、同日に所長の承認を得て、各部に対して、①教育の実施 ②要領の制定及び改正についての予防処置計画を立案し、平成30年3月9日までに提出するよう指示していることを確認した。

保安管理部では水平展開指示の対応として、「原科研外部から専門家を招聘し、一般労働安全に関する教育を実施する」等、4項目の実施計画を実施中であること、

その他、各部においても予防処置計画を作成し、教育等を実施していることを確認した。

保安管理部は、各部からの代表者で構成される「WASTE Fにおける負傷事象を受けた安全に係る要領改正WG」(以下「要領書改正WG」という。)を平成30年3月1日に設置し、計3回の審議を経て、工事・作業の安全管理基準(制定)、リスクアセスメント実施要領(改正)、KY活動及びTBM実施要領(改正)を作成し、当該要領等は、第199回保安管理部規定等委員会及び第151回安全衛生委員会での審議を経て平成30年3月29日に保安管理部長の承認を得ていることを確認した。

なお、事象の重大性を考慮し、安全対策課を事務局として、施設管理者、課長、マネージャー等に対して平成30年3月14日に「安全管理等教育」を実施している。

安全対策課は、「平成30年度リスクアセスメント研修」をリスクアセスメント実施作業員、監督者、管理者等を対象に平成30年4月17日及び25日に実施していることを確認した。

安全専門家で構成する「安全点検チーム」を設置した保安管理部長は、平成30年5月2日付け「原子力科学研究所内現場巡視に係る安全点検チームへの協力依頼について」により、核燃料サイクル工学研究所(以下「核サ研」という。)保安管理部長に対して、定期的な現場巡視及び直接的な指導への協力依頼をしていることを確認した。

核サ研は、当該協力要請に応じて安全専門家2名を派遣し、原科研保安管理部員4名とともに平成30年5月14日にWASTE Fについて現場巡視を実施していることを確認した。

なお、現場巡視は、チーム員を固定せず、原則第4木曜日に現場巡視を行うこととしていることを確認した。

保安管理部長は、RCA報告書を受けて、平成30年5月21日付けで改定した是正処置計画書に基づき現在までの状況を反映するために、要領等改正WG及び新たに、各部からの代表者を選出して設置した作業責任者認定制度検討会を平成30年5月21日に同日開催していること、検討会のメンバーは、次長、課長クラスで構成されていることを確認した。

保安管理部長は、今後、要領等改正WG及び作業責任者認定制度検討会の検討結果を受けて、要領等の改正、作業責任者認定制度の確立等、原科研として必要な処置を講じていくことを聴取した。

また、保安管理部長は、RCA報告書等を受けて、再度、教育等を含めて所内への水平展開を実施していくこと、教育等については、燃料研究棟事故の教訓が生かされていなかったこと等の反省を踏まえ、教育等適切な取組みを引き続き実施していくことを確認した。

②-4 部長、施設管理者及び作業監督者の力量評価について

部長の力量は、部長に昇格する際、要求される職能、資格、施設管理経験等で考慮されていること、また、「発揮能力評価における各評価項目の着眼点」により、リスクマネジメントについても評価されていることを確認した。

部長は、「品質保証計画書」により、各部の教育・訓練管理要領を定め、当該要領において、施設管理者等の力量を明確にするとされており、施設管理者等の力量

を責任もって評価しなければならないことを確認した。

施設管理者の力量は、部の規程に基づき、部長面談、業務経歴、人事評価等により部長が評価し管理を行っていることを確認した。

保安管理部長は、施設管理者の力量評価に一般安全に関する項目が無かったことから、施設管理者等の力量管理が不十分であったとしてRCA報告書を踏まえた是正処置において力量評価の見直しを行うこと、また、保安管理部長が直接、施設管理者の意識及び力量を確認することを聴取した。

部長による施設管理等の力量評価について、一般安全に関する評価項目がなく、業務実績と面談で評価する場合の評価の視点等が不明確であることから、原科研から、自主的改善事項として、保安管理部長及び各部長は、各部の教育訓練管理要領を改定して一般安全に関する力量評価項目の明文化を図り、部長による課長の力量評価のバラツキを8月末までに是正するとの申し出を受けた。

また、安核部長及び保安管理部長からは、一般安全に関する指導・管理体制の充実・強化を図るため、作業責任者認定制度の確立を計画どおり実施するとともに、安核部が進める安全主任者(仮称)の導入を8月末までに実施するとの申し出があった。

作業監督者の力量管理は、臨界部の「教育・訓練管理要領」及び課の「保安活動に従事する者の力量評価マニュアル」に力量評価の目安として、教育及び実務経験による評価が定められていることを確認した。

また、臨界部の「教育・訓練管理教育の要領」及び施設の「保安活動に従事する者の力量評価マニュアル」において、リスクアセスメント評価ができる者の力量管理の項目を中級に規定したことを確認した。

以上の検査結果から「作業管理及び保守管理に係る検査」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、事業者が自主的に改善するとした事項等について、対応中である項目があることから、引き続き保安検査等において確認する。

③ 放射性廃棄物管理の実施状況

放射性固体廃棄物の廃棄物保管場所の新設及びそれらの保管管理に係る規定を変更した保安規定が平成30年3月に認可されたことから、保安規定に基づき放射性固体廃棄物の保管管理が適切に実施されているか、また、巡視、点検、金属容器等の管理状況及び手順書等の整備状況を含め検査した。検査結果は以下のとおり。

③-1 放射性固体廃棄物の管理に係る保安規定変更の品質保証プロセスの確認

放射性固体廃棄物の管理に係る保安規定の変更は、第151回使用施設等安全審査会等において審議し、平成30年2月14日に所長承認され、平成30年3月8日付けで規制委員会へ申請していることを確認した。

③-2 放射性固体廃棄物の管理についての確認

バックエンド研究施設、ホットラボ、プルトニウム研究1棟、燃料試験施設及びWA STEF(以下「各施設」という。)の放射性固体廃棄物の管理については、廃棄物保

管場所の新設、標識及び注意事項の掲示等が平成30年3月23日（保安規定施行日）までに実施されていることを確認した。また、「固体廃棄物及び再使用する物品の管理要領」等が平成30年3月23日までに改定されたことを確認した。

各施設の固体廃棄物の管理を行う作業員の力量基準は、「臨界ホット試験炉部の教育・訓練管理要領」に定めていること、力量評価の詳細を各施設の「保安活動に従事する者の力量評価マニュアル」に定めていることを確認した。

施設管理者は、上記要領書等に基づき、作業員の力量評価を実施し、力量認定を実施していること及び巡視、点検、取扱作業等は力量認定を受けた者が実施していることを確認した。

各施設では、放射性固体廃棄物の保管管理として日常巡視・点検、週間点検及び3ヶ月点検を実施していることを確認した。

また、バックエンド研究施設での廃棄物保管場所での固体廃棄物の管理状況について現場確認を実施し、標識、注意事項の掲示が行われ金属容器により適切に保管管理されていることを確認した。

以上の検査結果から「放射性廃棄物管理の実施状況」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

④ その他必要な事項（施設の集約化・重点化計画）

廃止措置を予定している施設の廃止措置に向けた計画について「施設中長期計画」の進捗状況について検査した。検査の結果は以下のとおり。

施設中長期計画は、平成29年4月1日に公表され、毎年改定され、平成30年4月1日に改定版を公表している。施設中長期計画で廃止措置するとしている、ホットラボ及びプルトニウム研究1棟については、廃止措置計画に遅れのないことを確認した。

なお、平成30年4月1日付け施設中長期計画に反映された原科研内の廃止措置対象施設に係る計画の策定プロセスについては、平成29年10月20日の原科研第19回廃止措置計画検討委員会で審議、承認され、機構本部のバックエンド統括部に報告されていることを確認した。

以上の検査結果から「その他必要な事項」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

2) 追加検査項目

なし。

(3) 違反事項

なし。

4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月日	5月22日(火)	5月23日(水)	5月24日(木)	5月25日(金)
午前	●初回会議 ○マネジメントレビュー	●検査前会議 ○作業管理及び保守管理に係る検査	●検査前会議 ○作業管理及び保守管理に係る検査	●検査前会議 ○作業管理及び保守管理に係る検査
	○マネジメントレビュー	○作業管理及び保守管理に係る検査	○作業管理及び保守管理に係る検査	○作業管理及び保守管理に係る検査 ○その他必要な事項
午後	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務時間外				

※○:検査項目、●:会議等

月日	5月28日(月)	5月29日(火)
午前	●検査前会議	●検査前会議
	○作業管理及び保守管理に係る検査 ○放射性廃棄物管理の実施状況	○作業管理及び保守管理に係る検査 ○放射性廃棄物管理の実施状況
午後	○作業管理及び保守管理に係る検査 ○放射性廃棄物管理の実施状況	○作業管理及び保守管理に係る検査 ○放射性廃棄物管理の実施状況
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務時間外		

※○:検査項目、●:会議等